

## 平成 22 年度 第 1 回まちづくり政策審議会 議事要旨

日 時：平成 22 年 8 月 4 日（水）10：00～11：46

場 所：ひょうご共済会館 5 階 ツツジ

出席委員：13 名

議 事：福祉のまちづくり条例の改正の基本的な考え方について

### 会議の概要

福祉のまちづくり検討小委員会における検討状況について、根本副会長から報告があった後、各委員による意見交換が行われた。

福祉のまちづくり条例の改正の基本的な考え方についての内容について、パブリックコメントを実施することが了承された。

主な意見は次のとおり。

### 現行条例の評価

- ・ P D C A マネジメントでは、チェックがされているか、いないかで次のプランに進むかが決まる。これまでの条例の実績に対する評価をどう位置付けるかが重要で、この評価によって、改正の方向性や数値目標は全然違う形になる。
- ・ 適合証の交付に至るもの（100 点満点のもの）の率は高くないが、福祉のまちづくり条例において整備してきた方向性については、かなり実効性があったと思っている。
- ・ この 15 年間の条例の運用について、ユニバーサルという言葉がどんどん使われ、積極的な事業主も増えるなど配慮する人は増え、平均点は上がったけれども、分散（標準偏差）はむしろ大きくなったと感じる。今後は平均点を上げるだけでなく、最低点を上げるという、2 つの対応が必要。

### 外国語表記

- ・ 今や英語圏だけの時代ではなく、アジアからも訪れる方も多い。ユニバーサルデザインの方向性も、日本ベースではなくグローバルスタンダードにたった対応が求められており、1 つのスタンダードな基準が必要である。

### 事業者に対するインセンティブ

- ・ 事業者には既に環境対策なども求められて、経済的に非常に厳しいところもある。条例改正により義務を課すのと同時に、メリットがなければ、実効性につながらない。
- ・ 現在インセンティブとして考えているものは 3 つある。
  - 1 つ目は、規制を数値的な基準として定めるのではなく、本来の趣旨を記述し、ガイドラインとして運用の安定性を図る。
  - 2 つ目は情報公開がある。集客施設ならば、積極的に対応している情報の開示が事業者には集客効果が働くのだが、一方、手間を増やすかもしれないという両刃の刃でもある。
  - 3 つ目として、チェック & アドバイスを受けた場合の補助なども考えられる。
- ・ 福祉の戦略には、理想を求めるべきだが、現実を直視した場合に、インセンティブをどう考えるのかといった意見も尊重しなければならない。
- ・ 事業者のメリットだけでなく、実行する立場にたった際の財政的な裏付けや負担についても議論が必要である。そうした内容がないと、実施する場面で、自治体間や事業者の間で、進捗度にかなり差が出てくると思う。

- ・ 事業者のメリットは、インセンティブによって事業価値が上がることにより、顧客である住民が、それを評価するということである。もうひとつの見方は、事業者に対するある程度のインセンティブがなければ、なかなか参画しないという、経済的な上乗せの面での問題もある。

#### 障害の程度・類型

- ・ 障害の種別・程度により、同じ施設整備でも役に立つものもあれば、反対に、邪魔になるという話もある。全てを網羅した基準にするのは難しいが、今までの内容を精査するだけでなく、ガイドラインの中で対応や配慮、注意すべき事項について記載できないか検討するものもある。
- ・ 大規模な物販店では、施設としては整備されていたとしても、動線的に不便と感じるところがある。

#### ソフト施策への展開

- ・ ハードの整備よりもソフトの充実が求められることもあり、ユニバーサル社会づくりとして、ハード整備と併せて、ソフト面に発展させる施策が必要である。

#### 専門家の確保

- ・ チェック&アドバイスする専門家をどう確保するのか。専門家の派遣については、まちづくりのアドバイザー派遣など実績のある制度もあり、そういう制度を学びながら福祉のまちづくり分野にも拡大していくべきではないか。  
できるだけ早い時期に制度を示すことが、サポートする上でいい。
- ・ 県の財政が逼迫している中では、分野ごとに専門家を配置するなど、拡充するのは無理がある。現在の専門家を横断的に活用することが必要ではないか。

#### 改正の方向性

- ・ このチェック&アドバイスの制度は、基準を守ってもバランスや全体の配置が良くない場合もあるので、福祉の専門家がチェックすることにより、より質の高い施設にできる制度であり、姿勢はよい。
- ・ これまでの条例の運用は、外見的な基準を守らせるという時代であったが、なぜその基準が決まっているのか、その趣旨を守ってもらうといったホスピタリティの気持ちを持つ方向に向いている点は評価できる。
- ・ 基準を守るという時代から、ホスピタリティの気持ちがどういうものなのかを、全ての人に具体的に知って頂くツールとして、福祉のまちづくり条例があることを、盛り込んだらいいと思う。
- ・ 整備基準の実効性の向上は、基本的には最低の基準を守ってもらうものであり、最低点を確保する為の制度だが、位置づけがわかりにくい。これからの運用において、留意しなければならない。

#### パブコメ案の表現

- ・ 資料2に「適用除外」という記載があるが、原則に留めることなのか分からないが、違和感がある。何かうまい表現がないのか。
- ・ 障害者の表記が、ひらがなもしくは「碍」になっているが、パブリックコメント案ではこのままでよいのか。

#### その他

- ・ 民間の業者がユニバーサルについて過大にアピールするようなことについて、小委員会では検討がなかった。